

# 川越市職業センター条例施行規則の一部改正 (案) について

平成24年2月

福祉部障害者福祉課職業センター

## 1 趣 旨

川越市職業センターの身体障害者授産施設を障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス施設に移行するため平成23年12月16日付で「川越市職業センター条例の一部を改正する条例」が公布されました。

これに伴い川越市職業センター条例の施行に関し必要な事項を定めた「川越市職業センター条例施行規則」の一部を改正しようとするものです。

## 2 川越市職業センター条例施行規則の一部改正(案)の内容について

第3条の利用時間の規定を現状の利用者の利用時間に即した形に改めるものです。

(改正案)

月曜日から金曜日まで	午前九時から午後四時まで
土曜日	午前九時から午後零時まで

(現行)

月曜日から金曜日まで	午前八時三十分から午後五時まで
土曜日	午前八時三十分から午後零時三十分まで

## 3 施行期日

この規則は、平成24年3月31日から施行しようとするものです。